# ●事業収入の減少等の減免の範囲及び割合

1 国民健康保険税

減免範囲	減免割合
主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少し、かつ前年の合計	
所得額が1,000万円以下である世帯(合計所得金額のうち、減少した	
事業収入等に係る所得以外の前年中の所得の合計額が400万円を超え	
るものを除く。)	
○減免対象保険税額	
対象保険税額=A×B/C	
A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額	
B:減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	
C: 当該世帯の前年の合計所得金額	
上記の表で算出した対象保険税額に、以下に示した区分ごとの前年の合計	
所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額	
(1) 前年の合計所得金額が300万円以下であるとき	全部
(2) 前年の合計所得金額が400万円以下であるとき	10分の8
(3) 前年の合計所得金額が550万円以下であるとき	10分の6
(4) 前年の合計所得金額が750万円以下であるとき	10分の4
(5) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であるとき	10分の2
※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわら	
ず、減免対象保険税額の全部を免除する。	

# 2 介護保険料

減免範囲	減免割合
主たる生計維持者の事業収入等が10分の3以上減少した被保険者。	
(合計所得金額のうち、減少した事業収入等に係る所得以外の前年中の	
所得の合計額が400万円を超える者を除く。)	
○減免対象保険税額	
対象保険税額=A×B/C	
A: 当該被保険者の保険料額	
B:主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る	
前年の所得額	
C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額	
上記の表で算出した保険料額に、下記に示した前年の合計所得金額の区	
分に応じた減免割合を乗じて得た額	
(1) 前年の合計所得金額が200万円以下であるとき	全部
(2) 前年の合計所得金額が200万円を超えるとき	10分の8
※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年中の合計所得金額にかかわら	_ 3 / 4 3
ず、減免対象保険税額の全部を免除する。	

# ●減免の例

# 1 国民健康保険税

夫(生計維持者):前年合計所得250万円

(すべて営業所得で本年中の10分の3以上の減少が見込まれる)

妻:前年合計所得100万円

子: 所得なし

保険税(年額)(A)	464,100円
減少が見込まれる事業収入等に係る 前年の所得の合計額(B)	250万円
当該世帯の前年の合計所得額(C)	350万円

### 減免額の計算

 $A \times B / C = 331$ , 500  $\Xi$  331, 500  $\Xi$  331, 500  $\Xi$ 

#### 2 介護保険料

被保険者: 年金収入額87万円、住民税非課税

子(生計維持者):前年合計所得600万円

(すべて営業所得で本年中の10分の3以上の減少が見込まれる)

子の妻: 所得なし

保険料(年額)(A)	70,800円(第5所得段階)
減少が見込まれる事業収入等に係る 前年の所得の合計額(B)	600万円
生計維持者の前年の合計所得額(C)	600万円

### 減免額の計算

 $A \times B / C = 70$ , 800 = 70, 800 = 800 = 800